

温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

(1) 事業所の名称

福山市ごみ固形燃料工場

(2) 事業所の所在地

福山市箕沖町107番地7

(3) 業種

8816 ごみ処分業

(4) 事業所位置図



2 計画の期間

基準年度は、2013年度（平成25年度）とし、計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までとする。

3 計画の基本的な方向

1 基本的な考え方

福山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(第5期)(以下「実行計画」という。)に基づき、市自らが事業者・消費者として、その事務及び事業の執行に際し、排出する温室効果ガスを抑制することや職員一人ひとりが、省エネルギー・省資源等の環境に配慮した率先行動に努め、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を図ります。

さらに、その推進に関して毎年度ごとに状況・評価等を加えながら取組を強化するとともに、庁内外に公表することにより、事業者・市民等の自主的かつ積極的な取組と行動を促進します。

2 方針

- 公共施設の設備の高効率化
- 太陽光発電設備の導入
- 照明のLED化
- 公共施設のZEB化
- 公用車の電動化
- 二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約
- グリーン購入対象品目など環境負荷の少ない商品の調達
- 電気、ガス、灯油等のエネルギーの使用の合理化
- フロン排出抑制法の第一種特定機器及びフロン類の適正な管理
- ごみの減量、再使用、リサイクルによるプラスチック類の焼却量の低減
- 市有建築物の新築及び大規模改修における環境負荷低減効果の高い施設建設

4 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）

【温室効果ガス総排出量】

	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
	基準年度	直近年度
	2013年度 (平成26年度)	2022年度 (令和4年度)
福山市	131,299	67,428
(内数) 福山市ごみ固形燃料工場	16,500	12,451

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

《排出量を削減目標とする場合》

単位：排出量 (t-CO₂)，削減率 (%)

温室効果ガスの種類	基準年度	削減目標		目標年度
	2013年度 (平成25年度)	削減率	削減量	2030年度 (令和12年度)
	排出量 (a)	(b)	(c)	排出見込量 (d)
温室効果ガス排出量	131,299	53.9	70,793	60,506
目標設定の考え方	2013年度 (平成25年度) を基準年度とし、温室効果ガス総排出量について、2030年度 (令和12年度) に基準年度比53.9%削減をめざします。			

※ 削減率(b) = (c)/(a) × 100 削減量(c) = (a) - (d)

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組

	項目	数値目標	具体的な取組
1	温室効果ガス削減目標達成に向けた取組の強化等	2030年度（令和12年度）の温室効果ガス総排出量を2013年度（平成25年度）比で53.9%削減	<p>1 公共施設の設備の高効率化 省エネ設備機器の導入による効果の高い施設を「低炭素化優先施設」として選定し、照明のLED化や空調等の高効率型機器への更新、施設の運用によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>2 太陽光発電設備の導入 公共施設を新築・改築する場合は、原則として、太陽光発電設備を導入する。また、太陽光発電設備が設置可能な既存施設への導入を検討する。</p> <p>3 照明のLED化 設置されている既設の照明器具の経過年数や施設の利用頻度等を踏まえて、優先度の高いものから照明のLED化を行う。</p> <p>4 公共施設のZEB化 公共施設を新築、改築する場合は、省エネルギー、省資源など、環境に配慮した設計を行い、ZEB化の実現に努める。</p> <p>5 公用車の電動化 公用車の更新時（代替可能な電動車がない場合等を除く。）には、電動車の導入を推進する。</p> <p>6 二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約 本市が出資した地域新電力会社「福山未来エナジー㈱」と契約し、低炭素な電力を使用する。</p> <p>7 調達するときの取組 グリーン購入対象品目など環境への負荷の少ない商品の調達に努める。</p> <p>8 エネルギーを使用するときの取組 省エネ法の努力義務である「年平均1%以上の省エネ」を達成するため、エネルギーの使用の合理化に努める。また、フロン排出抑制法おける第一種特定機器及びフロン類の適正な管理を行う。</p> <p>9 廃棄するときの取組 ごみの減量、再使用、リサイクルの取組により、プラスチック類の焼却量を低減し、二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>10 建築物の建設・運用に関する配慮 市有建築物の新築及び大規模改修等において、より環境負荷低減効果の高い施設建設に努める。また、施設の適切な維持管理を行い、環境負荷低減が図れる運用に努める。</p>

2	エネルギー使用量の削減	<p>【目標年度】 2030年度（令和12年度）</p> <p>【基準年度】 2013年度（平成25年度）</p> <p>○電気使用量 基準年度比で38.5%削減</p> <p>○ガス使用量 基準年度比で68.4%削減</p> <p>○灯油・A重油使用量 基準年度比で4.8%削減</p> <p>○公用車燃料使用量 基準年度比で33.3%削減</p>	<p>(1) 電力を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、プリンター等のOA機器について、長時間使用しないときは、コンセントを抜く。また、短時間席を離れる場合は、スリープ状態にする。 ・最寄りの階への移動は、階段利用を励行するなどエレベーターの稼働量を削減する。 ・ノー残業デーやノー残業ウィークを推進する。 ・不要な照明を消灯する。 <p>等</p> <p>(2) 冷暖房を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室等の冷暖房機器は、使用后必ず運転を停止する。 ・空調期間中は、ブラインドカーテンを活用し、空調負荷を低減する。 ・室内温度は冷房時28度、暖房時19度を目安に適切な温度管理に努める。 <p>等</p> <p>(3) 自動車を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車は、使用条件等を考慮し、計画的に次世代自動車の導入を検討する。 ・タイヤの空気圧維持など、適正な点検整備を定期的に行う。 ・WEB会議を活用することにより、移動による車両走行量の削減に努める。 ・公用車のエコドライブに取り組むことで、燃料使用量を削減する。 <p>等</p>
---	-------------	---	---

※ 「原単位」で作成する場合は、数値目標欄の記載例中、「使用量」を「原単位」に適宜読み替えること。

○ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組（環境価値の活用等）

	種 類	合計量
1	なし	
2		
3		

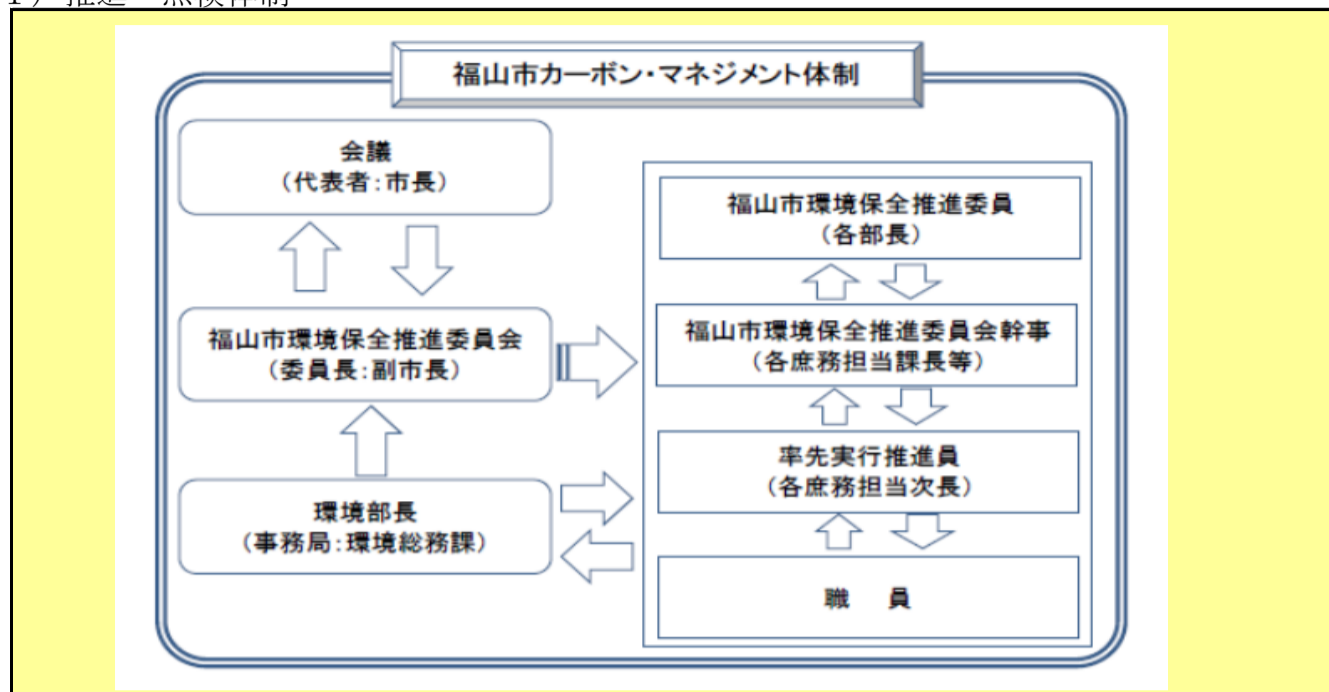
○ その他の取組

	項 目	数値目標	具体的な取組
1	用紙類使用量の削減	2019年度（令和元年度）比で6.4%削減（A4換算）	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンターやコピー機付近に、「裏面利用紙ボックス」を設置し、裏面利用に努める。 ・2ページ以上にわたる文書、資料のコピー及び印刷は両面使用を原則とする。 ・印刷のプレビュー機能で事前確認し、ミスプリントを防止する。 ・会議などにおける資料持ち帰り封筒は、原則として配布しない。 ・内部向けの手引書や、解説書等については印刷部数を最小限にとどめる。 ・庁内LAN（電子メール、掲示板）、文書の電子化等によるペーパーレス化を推進する。 <p>等</p>
2	一般廃棄物排出量	2019年度（令和元年度）比で17.6%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・職場においてごみの分別を徹底し、可能な限り減量化や資源化に努める。 ・使用済み封筒、ファイル、ファイリングフォルダーを再利用する。 ・リサイクルできる紙類については、「リサイクルペーパーボックス」等の設置により、保管し、資源化に努める。
3	一般廃棄物資源化率	65%に向上	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器のトナーカートリッジなどは、製造業者に回収してもらい再利用に努める。 ・全庁共用掲示板等により不用物品の他部署での再使用を図る。

※ 環境に配慮した実践的な取組などをされていれば記載してください。

7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1) 推進・点検体制



(2) 実施状況の点検・評価

各課及び各施設のエネルギー等の消費量等については、定期的に事務局等に報告します。

- 1 福山市環境保全推進委員会は、全庁的な取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検・評価します。
また、点検・評価の結果に基づき、必要に応じて取組内容の改善等、実行計画の見直しを行い、継続的な実効性の向上に努めます。
- 2 幹事は、推進委員及び各所属長等と調整のうえ、定期的に推進状況を把握するとともに、目標の達成に努めます。
- 3 幹事は、把握した推進状況をもとに取組の問題点等について整理します。
- 4 率先実行推進員は、実行計画の推進状況について、常に把握するよう努めます。
- 5 事務局は、毎年度実行計画の全機関の取組状況や問題点等を把握し、必要に応じて取組内容の改善等、実行計画の見直しの検討を行います。

(3) 計画書等の公表

事務局は、実行計画の実施状況等を毎年点検し公表します。

- ・年次報告書「福山環境白書」
- ・市ホームページ